

第8章 受益者負担金(分担金)、使用料等

1 受益者負担金(分担金)制度の状況(下水道)①

(令和2年度末現在)

事業名	市町村名	受益者負担金対象事業費の考え方	負担割合(%)	負担金額	負担区数	負担区設定基準	分担金徴収年限
公 共 下 水 道	長野市 (東部、上流、下流)	末端管渠整備費の一定の比率	* 25	290円/㎡			5
	長野市 (豊野)	末端管渠整備費の一定の比率	* 25	500円/㎡			5
	松本市	末端管渠整備費の一定の比率	* 20	130~490円/㎡	12	認可区域	5
	松本市 (波田)	末端管渠整備費の一定の比率	* 50	20万円/戸+340円/㎡	1	認可区域	5
	上田市	認可区域事業費の一定比率	* 10	91~560円/㎡		認可区域	5
	上田市 (丸子)	末端管渠整備費相当額	*	810円/㎡			5
	岡谷市	末端管渠整備費の一定の比率	* 10	115~265円/㎡	10	排水区域	5
	飯田市 (飯田処理区三中・山本含む)	末端管渠整備費相当額	*	520円/㎡			5
	飯田市 (川路処理区)	末端管渠整備費相当額	*	36万円/戸			5
	諏訪市	末端管渠整備費の一定の比率	* 10	230円/㎡			5
	須坂市	末端管渠整備費相当額	*	500円/㎡			5
	小諸市	末端管渠整備費の一定の比率	* 50	550~610円/㎡	3	認可区域	5
	伊那市	末端管渠整備費の一定の比率	* 25	600円/㎡	3	認可区域	5
	伊那市 (高遠)	末端管渠整備費の一定の比率	* 25	55万円/戸	1	認可区域	1
	駒ヶ根市	その他	*	960円/㎡			5
	中野市	その他	*	450~600円/㎡	7	認可区域	5
	大町市	その他	*	552~575円/㎡	2	認可区域	5
	飯山市 (飯山)	総事業費の一定比率	5	26万円/戸			5
	飯山市 (木島)	総事業費の一定比率	5	29万円/戸			5
	茅野市	総事業費の一定比率	* 5	250円/㎡			5
	塩尻市	総事業費の一定比率	* 25	420~750円/㎡	2	認可区域	5
	千曲市	末端管渠整備費相当額	*	700円/㎡		排水区域	5
	東御市	末端管渠整備費相当額	*	600円/㎡			1
	安曇野市 (明科)	総事業費の一定比率	* 6	35万円/戸		認可区域	5
	安曇野市 (豊科)	末端管渠整備費の一定の比率	* 33	27.6万円+140円/㎡		認可区域	5
	安曇野市 (穂高)	末端管渠整備費相当額	* 33	42万円/戸+270円/㎡	2	認可区域	5
	安曇野市 (三郷)	末端管渠整備費相当額	* 33	40万円/戸+190円/㎡		認可区域	5
	安曇野市 (堀金)	末端管渠整備費の一定の比率	* 33	46万円/戸+180円/㎡		認可区域	5
	佐久市	その他	*	400~500円/㎡		認可区域	5
	南佐久環境 衛生組合	その他	*	750円/㎡			5
	軽井沢町	末端管渠整備費相当額	*	600円/㎡	2	認可区域	3
	御代田町	末端管渠整備費の一定の比率	* 42.2	650円/㎡		処理区	5
	下諏訪町	総事業費の一定比率	* 20	310円/㎡		認可区域内の 供用開始地区	5
	富士見町	末端管渠の整備費の一定比率	* 5	600円/㎡			5
辰野町	末端管渠整備費相当額	*	600~950円/㎡	3	認可区域	5	
箕輪町	末端管渠整備費相当額	*	55万円/戸		認可区域	2	
飯島町	総事業費の一定比率	* 10	68.8万円/戸		認可区域内の 供用開始地区	7	
南箕輪村	その他	*	42.7万円/戸			1	
中川村	総事業費の一定比率	* 6.8	70万円/戸			1	
宮田村	総事業費の一定比率	*	30万円/戸			1	

受益者負担金(分担金)制度の状況(下水道)②

(令和2年度末現在)

事業名	市町村名	受益者負担金対象事業費の考え方	負担割合(%)	負担金額	負担区数	負担区設定基準	分担金徴収年限
公共下水道	松川町	総事業費の一定比率	* 6.5	50万円/戸			5
	高森町	総事業費の一定比率	* 5	40万円/戸+120~500円/m ²	1	認可区域	5
	木曾町 (木曾福島)	末端管渠整備費相当額	*	23.5万円/戸			5
	上松町	末端管渠整備費の一定の比率	*	23.5万円/戸			5
	池田町	その他	*	50万円/戸		認可区域	1
	白馬村	末端管渠整備費相当額	*	900円/m ²			5
	坂城町	総事業費の一定比率	* 20	19.3万円/戸+350円/m ²		排水区域	5
	小布施町	総事業費の一定比率	* 20	15万円/戸+250円/m ²			5
	野沢温泉村	総事業費の一定比率	* 20	350円/m ²		認可区域	7
	信濃町 (柏原処理区)	総事業費の一定比率	* 5	35万円/戸			5
	信濃町 (野尻処理区)	総事業費の一定比率	* 5	600円/m ²			5
特定環境保全公共下水道	長野市 (飯綱)	末端管渠整備費の一定の比率	* 25	180円/m ²			5
	長野市 (下流)	末端管渠整備費の一定の比率	* 25	290円/m ²			5
	長野市 (戸隠)	総事業費の一定比率	*	44万円/戸			5
	長野市 (鬼無里)	その他	*	40万円/戸			5
	長野市 (信州新町・中条)	その他	*	50万円/戸			5
	松本市	末端管渠整備費の一定の比率	* 20	460~490円/m ²	3	認可区域	5
	松本市 (四貴)	その他	*	37万円/戸			1
	松本市 (安曇)	その他		5万円~500万円/戸			1
	松本市 (梓川)	その他	*	42万円/戸+270円/m ²			5
	上田市	認可区域事業費の一定比率	* 10	470円~560円/m ²	3	認可区域	5
	上田市 (真田)	総事業費の一定比率	*	40万円/戸	2		5
	上田市 (丸子)	末端管渠整備費相当額	*	280~810円/m ²			5
	飯田市 (竜丘)	末端管渠整備費相当額	*	35万円/戸			5
	飯田市 (和田)	総事業費の一定比率	* 5	28万円/戸			5
	須坂市	末端管渠整備費相当額	*	500円/m ²			5
	小諸市	末端管渠整備費の一定の比率	* 50	550~610円/m ²	3	認可区域	5
	伊那市 (小出島)	末端管渠整備費の一定の比率	* 25	18.5万円/戸+420円/m ²	1	認可区域	5
	伊那市 (大萱)	末端管渠整備費の一定の比率	* 25	16.2万円/戸+450円/m ²	1	認可区域	5
	伊那市 (殿島)	末端管渠整備費の一定の比率	* 25	16.9万円/戸+470円/m ²	1	認可区域	5
	伊那市 (長藤)	末端管渠整備費の一定の比率	* 25	55万円/戸	1	認可区域	1
中野市 (牧ノ入分担区)	総事業費の一定比率	* 12	57.2万円/戸+1,400円/m ² (建物面積)		認可区域	5	
中野市 (高丘分担区)	総事業費の一定比率	* 12	50万円/戸+100円/m ²		認可区域	5	
中野市 (竹原分担区)	総事業費の一定比率	* 12	600円/m ²		認可区域	5	
中野市 (上今井分担区)	その他	*	70万円/戸		認可区域	5	
大町市	その他	*	562~575円/m ²	2	処理区	5	
飯山市 (戸狩)	総事業費の一定比率	5	22万9千円/戸~			5	
飯山市 (斑尾)	総事業費の一定比率	5	20万円/戸~			5	

受益者負担金(分担金)制度の状況(下水道)③

(令和2年度末現在)

事業名	市町村名	受益者負担金対象事業費の考え方	負担割合(%)	負担金額	負担区数	負担区設定基準	分担金徴収年限
特定環境保全公共下水道	茅野市	総事業費の一定比率	* 5	250円/㎡			5
	塩尻市	総事業費の一定比率	* 25	750~790円/㎡	2	処理区	5
	塩尻市(楢川)	その他	*	20万円/戸			3
	佐久市(望月)	総事業費の一定比率	5.5	60万円/戸		認可区域	5
	佐久市(浅科)	総事業費の一定比率	* 6.8	40万円/戸		認可区域	5
	東御市	総事業費の一定比率	* 6.75	60万円/戸			一括
	川西保健衛生施設組合	総事業費の一定比率	5.3	60万円/戸			1
	川上村	総事業費の一定比率	6	34.2万円/戸		認可区域	1
	南牧村	総事業費の一定比率	9	1200~1500円/㎡			1
	御代田町	末端管渠整備費の一定の比率	* 42.2	650円/㎡			5
	立科町	総事業費の一定比率	7.3	60万円/戸	3		1
	長和町	総事業費の一定比率	* 1	35万円/戸			3
	青木村	総事業費の一定比率	* 7	43万円/戸		認可区域	1
	原村	総事業費の一定比率	* 20	330円/㎡		認可区域	5
	辰野町	末端管渠整備費相当額	*	1,050~1,600円/㎡	2	処理区	5
	箕輪町	末端管渠整備費相当額	*	55万円/戸		認可区域	2
	阿智村	末端管渠整備費相当額	*	40万円/戸			1
	天龍村	総事業費の一定比率	* 5	30万円/戸			3
	喬木村	総事業費の一定比率	* 5	45万円/戸			1
	豊丘村	末端管渠整備費相当額		45万円/公共ます			1
	木曾町(木曾福島)	末端管渠整備費相当額	*	23.5万円/戸			5
	木曾町(日義)	末端管渠整備費相当額	*	15万円/戸			3
	南木曾町	総事業費の一定比率	* 5	40万円/戸			5
	木祖村	総事業費の一定比率	* 5	25万円/戸			3
	大桑村	総事業費の一定比率	* 5	農排方式			1
	麻績村	総事業費の一定比率	* 25	40万円/公共ます		認可区域	3
	山形村	総事業費の一定比率	* 5	35万円/戸	1		1
	朝日村	総事業費の一定比率	* 0.1	35万円/戸			1
	松川村	その他	*	35万円/戸+120円/㎡			7
	小谷村	総事業費の一定比率	* 5.5	(基本58.5万円+加算平均35.6万円)/戸			5
高山村	その他	*	23万円/戸+170円/㎡(宅地面積)			5	
山ノ内町	その他	*	55万円/戸		処理区域外	一括	
木島平村	総事業費の一定比率	* 5	30万円/戸		処理区域	1	
信濃町	末端管渠整備費相当額	*	35万円/戸			1	
小川村	総事業費の一定の比率	* 5	40万円/戸			1	
飯綱町	総事業費の一定比率	* 5	40万円/戸			一括	

(注) 1 *は条例に単位負担金額を明記しているもの。

2 農排方式とは、毎年その年度の対象額を算定しその対象地区等に割り振って徴収するものである。

3 負担区数及び負担区設定基準に記載のある市町村(組合)については、排水区域が広いために区域全体の事業が終了するまでに相当の期間がかかる、

または地形等土地の状況によって建設費が異なるため、排水区域を2以上の負担区に分割し、各負担区ごとに負担金額を算定している。

(なお、記載のない市町村(組合)は排水区域内一律の負担金額である。)

4 白樺湖下水道組合は条例はないが、上記記載の負担金相当金額で徴収している。野沢温泉村は土地の評価による。

1 受益者負担金(分担金)制度の状況(農集排)①

(令和2年度末現在)

事業名	市町村名	受益者負担金対象事業費の考え方	負担割合(%)	負担金額	負担区数	負担区設定基準	分担金徴収年限	
農 業 集 落 排 水	長野市	総事業費の一定割合	7.5	239,100円～778,640円	22	処理施設毎	5	
	松本市 (安曇)	総事業費の一定比率		15万円/戸		処理区域内	一括	
	上田市	総事業費の一定比率	*10	1口当たり400,000円から678,000円	23	処理区毎	1	
	飯田市 (立石地区)	総事業費の一定比率	*5	35万円/戸		処理区域内	一括	
	飯田市 (知久平地区)	総事業費の一定比率	*5	40万円/戸		処理区域内	一括	
	飯田市 (柏原地区)	総事業費の一定比率	*5	46万円/戸		処理区域内	一括	
	飯田市 (下殿岡地区)	総事業費の一定比率	*5	45万円/戸		処理区域内	一括	
	飯田市 (下虎岩地区)	総事業費の一定比率	*5	49万円/戸		処理区域内	一括	
	飯田市 (船渡地区)	総事業費の一定比率	*5	38万円/戸		処理区域内	一括	
	飯田市 (上久壁中央地区)	総事業費の一定比率	*5	46万円/戸		処理区域内	一括	
	飯田市 (更生太田地区)	総事業費の一定比率	*5	34万円/戸		処理区域内	一括	
	飯田市 (米川野池芋平地区)	総事業費の一定比率	*5	32万円/戸		処理区域内	一括	
	須坂市	末端管渠整備費の一定の比率	*補助分6.75 市単分5.0		高甫地区40万円/戸	1		1
	小諸市	総事業費	20%		森山地区820,000円/戸 耳敷・市地区840,000円/戸 平原地区740,000円/戸 宮沢・大枝地区950,000円/戸 八溝地区880,000円/戸	5	認可区域	一括
	伊那市	総事業費の一定比率	6.75		30～55万円(消費税抜き)	13	認可区域	一括
	駒ヶ根市	総事業費の一定比率			中野地区92万円/戸、南野地区92万円/戸、北野地区92万円/戸 北野南地区58万円、赤穂南地区75万円 電東南部地区105万円、電東北部地区105万円、電東中部地区105万円	8	事業計画区域	一括
	中野市 (草間処理区)	総事業費の一定比率	*12		530,410円		事業計画区域	1
	中野市 (延徳処理区)	総事業費の一定比率	*12		739,440円		事業計画区域	1
	中野市 (長丘処理区)	総事業費の一定比率	*12		579,830円		事業計画区域	1
	中野市 (平岡処理区)	総事業費の一定比率	*12		499,730円		事業計画区域	1
	中野市 (科野処理区)	総事業費の一定比率	*12		547,650円		事業計画区域	1
	中野市 (日野処理区)	総事業費の一定比率	*12		716,120円		事業計画区域	1
	中野市 (大俣処理区)	総事業費の一定比率	*12		754,950円		事業計画区域	1
	中野市 (倭処理区)	総事業費の一定比率	*12		626,470円		事業計画区域	1
	中野市 (豊田処理区)	総事業費の一定比率	*12		700,000円		事業計画区域	1
	中野市 (毛野川処理区)	総事業費の一定比率	*12		700,000円		事業計画区域	1
	中野市 (永江処理区)	総事業費の一定比率	*12		700,000円		事業計画区域	1
	大町市 (社南部)	その他	条例による		分担金 402,200円			1
	大町市 (八坂)	その他	条例による		分担金 402,200円			1
	飯山市 (常盤第二)	総事業費の一定比率	*5		73.2万円/戸			1
	飯山市 (羽広山)	総事業費の一定比率	*5		40.8万円/戸			1
	飯山市 (温井)	総事業費の一定比率	*5		73.3万円/戸			1
飯山市 (北端)	総事業費の一定比率	*5		70.6万円/戸			1	
飯山市 (瑞穂)	総事業費の一定比率	*5		48.4万円/戸			1	
飯山市 (照岡)	総事業費の一定比率	*5		57.6万円/戸			1	
飯山市 (上新田)	総事業費の一定比率	*5		29.0万円/戸			1	
塩尻市	その他	*		20～55万円/戸	5		5	
佐久市	総事業費の一定比率	6.75		30～60万円/戸	2		5	
千曲市	総事業費の一定比率	*10		39～45万円/戸	3	処理区	1	
東御市	総事業費の戸数割			50～60万円/戸	10	処理区	一括	
安曇野市 (明科)	総事業費の一定比率	*6		35万円/戸	4	認可区域	5年	

受益者負担金(分担金)制度の状況(農集排)②

(令和2年度末現在)

事業名	市町村名	受益者負担金対象事業費の考え方	負担割合(%)	負担金額	負担区数	負担区設定基準	分担金徴収年限
農業集落排水	川上村	総事業費の一定比率	6	44.4~56.3万円/戸		認可区域	1
	南牧村	総事業費の一定比率	0.09	1㎡当たり1,200円~1,500円			1
	佐久穂町	総事業費の一定比率	*10	60万円/戸			1
	軽井沢町	末端管渠整備費相当額	*	39万円/戸	3	認可区域	3
	御代田町	事業費の一定比率	*0.07	43万円/戸			1
	立科町	総事業費の一定比率	*	60万円/戸	4	処理区	1
	富士見町	加入金(一口当り)	100	一般住宅(550,000円)、その他(860,000円)	4		なし
	辰野町	末端管渠整備費相当額÷加入計画戸数		63~168.4万円/戸	5	処理区	一括
	箕輪町	末端管渠整備費相当額	*	55万円/戸	4	処理区	2
	飯島町	総事業費の一定比率	*10	68.8万円/戸		認可区域内の供用開始地区	7
	中川村	総事業費の一定比率	*6.8	70万円/戸			1
	宮田村	総事業費の一定比率	*	30万円/戸			1
	松川町	総事業費の一定比率	*6.5	50万円/戸			5
	高森町	総事業費の一定比率	*5	451,000円/戸~501,000円/戸 処理区により異なる。浄化槽換算で25人槽まで			3
	阿南町	末端管渠整備費÷加入計画戸数		23~36万円/戸	6	処理区	一括
	阿智村	末端管渠整備費相当額	*	40万円/戸			1
	平谷村	総事業費の一定比率	5%	38万円/戸		処理区域	1
	根羽村	総事業費の一定比率	5%	39万円/戸			2
	売木村	総事業費の一定比率	*	37万円/戸		排水区域	1
	喬木村	総事業費の一定比率	*5	45万円/戸			1
	豊丘村	末端管渠整備費相当額		45万円/公共ます			1
	南木曾町	総事業費の一定比率	*5	40万円/戸			5
	木祖村	総事業費の一定比率	*5	25万円/戸			3
	王滝村						
	大桑村	総事業費の一定比率	*5	農排方式			1
	木曾町	末端管渠整備費相当額	*	(木曾福島地区)23.5万円/戸 (開田高原及び三岳地区)40.0万円/戸			5
	麻績村	総事業費の一定比率	*25	38万円/公共ます		認可区域	3
	生坂村	その他	条例による	40万円/戸	3	処理区域	1
	筑北村	その他	*	35万円/戸			1
	白馬村	総事業費の一定比率	*	44.5万円/戸			1
	小谷村	総事業費の一定比率	6.75	雨申地区 420,000円 千国地区 462,000円 土倉地区 972,000円 下里瀬地区 500,000円 (一般家庭)		処理区域内	一括
	小布施町	その他	*	15万円/戸+250円/㎡			5
	高山村	その他	*	15万円/戸			1
	山ノ内町	その他	*	55万円/戸			一括
木島平村	総事業費の一定比率		30万円/戸	2	処理区域	1	
野沢温泉村	総事業費の一定比率	6.75	38,800円~470,000万円/戸	4	処理区	1	
信濃町	末端管渠整備費相当額	*	35万円/戸			1	
飯綱町	総事業費の一定比率	7	40万円/戸			一括	
栄村	末端管渠整備費相当額		30万円/戸			1	

2 使用料体系(下水道)

(令和2年度末現在)

使用料制度 採用市町村	使用料の徴収	20m3/月 の徴収額	使用料制度 採用市町村	使用料の徴収	20m3/月 の徴収額	使用料制度 採用市町村	使用料の徴収	20m3/月 の徴収額
長野市	2ヶ月に1回	3,213	南佐久環境衛生組合	*2 1ヶ月に1回 2ヶ月に1回	4,422	南木曾町	1ヶ月に1回	4,242
松本市	2ヶ月に1回	3,140	川上村	2ヶ月に1回	4,100	木祖村	1ヶ月に1回	3,000
松本市 (四賀)	2ヶ月に1回	4,920	南牧村	2ヶ月に1回	5,170	大桑村	1ヶ月に1回	3,800
松本市 (安曇)	2ヶ月に1回	10,050	軽井沢町	2ヶ月に1回	2,860	木曾町	1ヶ月に1回	3,888
松本市 (梓川)	2ヶ月に1回	3,960	御代田町	2ヶ月に1回	4,400	麻績村	1ヶ月に1回	3,860
松本市 (波田)	2ヶ月に1回	3,830	立科町	2ヶ月に1回	4,290	山形村	1ヶ月に1回	3,960
上田市	2ヶ月に1回	3,827	青木村	2ヶ月に1回	4,147	朝日村	1ヶ月に1回	3,930
岡谷市	2ヶ月に1回	3,278	長和町	2ヶ月に1回	3,400	池田町	1ヶ月に1回	4,450
飯田市	2ヶ月に1回	3,797	下諏訪町	2ヶ月に1回	2,720	松川村	2ヶ月に1回	3,190
諏訪市	2ヶ月に1回	3,119	富士見町	2ヶ月に1回	4,070	白馬村	1ヶ月に1回	3,570
須坂市	2ヶ月に1回	3,640	原村	2ヶ月に1回	3,545	小谷村	1ヶ月に1回	3,900
小諸市	2ヶ月に1回	3,400	辰野町 (辰野・羽北処理区)	1ヶ月に1回	3,869	坂城町	2ヶ月に1回	3,186
伊那市	2ヶ月に1回	3,700	辰野町 (小野処理区)	1ヶ月に1回	3,823	小布施町	2ヶ月に1回	3,052
駒ヶ根市 (公共下水道)	2ヶ月に1回	3,300	箕輪町	2ヶ月に1回	5,610	高山村	2ヶ月に1回	3,540
中野市	2ヶ月に1回	3,575	飯島町	2ヶ月に1回	*3 5,830	山ノ内町	2ヶ月に1回	3,335
大町市	2ヶ月に1回	3,790	南箕輪村	2ヶ月に1回	3,531	木島平村	2ヶ月に1回 (一部1ヶ月に1回)	3,700
飯山市 (飯山・木島・戸狩処理区)	2ヶ月に1回	3,610	中川村	1ヶ月に1回	*3 5,830	野沢温泉村	6月から3月までの10ヶ月で 1ヶ月に1回	3,980
飯山市 (斑尾処理区)	2ヶ月に1回	3,620	宮田村	2ヶ月に1回	4,070	信濃町	1ヶ月に1回	3,560
茅野市	*1 1ヶ月に1回 2ヶ月に1回	2,835	松川町	1ヶ月に1回	2,620	小川村	2ヶ月に1回 3ヶ月に1回	3,700
塩尻市	1ヶ月に1回	3,980	高森町	1ヶ月に1回	3,813	飯綱町	2ヶ月に1回	4,070
佐久市	2ヶ月に1回	4,100	阿智村	2ヶ月に1回	3,278			
千曲市	2ヶ月に1回	3,245	天龍村	2ヶ月に1回	4,000			
東御市	2ヶ月に1回	3,050	喬木村	1ヶ月に1回	3,290			
安曇野市	2ヶ月に1回	3,960	豊丘村	2ヶ月に1回	3,620			
川西保健衛生施設 組合	2ヶ月に1回	4,290	上松町	1ヶ月に1回	3,180			

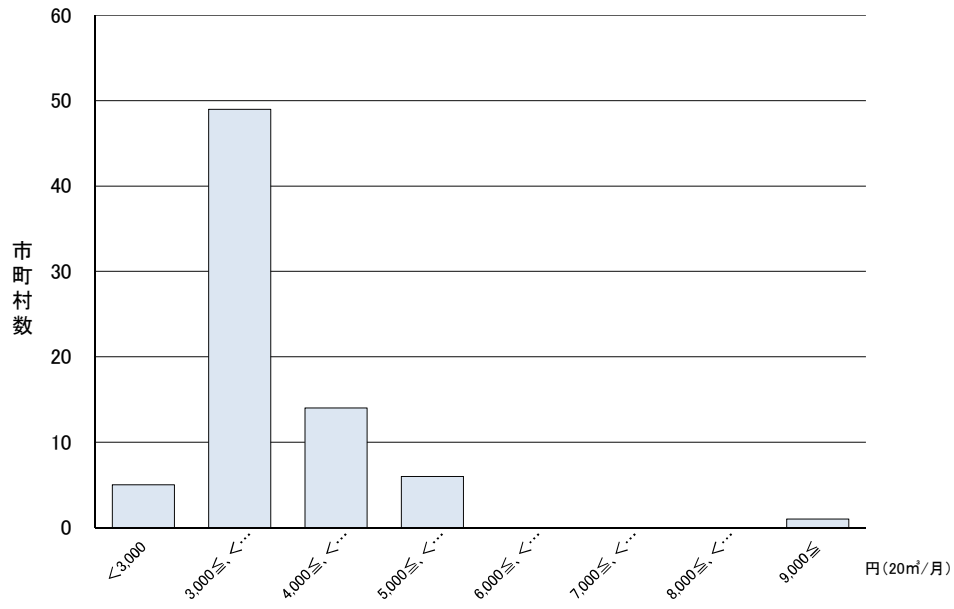
(注) この表は一般家庭に対するもの(ただし、下水道処理区域内に一般家庭の存在しない松本市安曇を除く。)であり、事業所等に対しては内容が異なる場合がある。

*1 月1,000m3を超えないものについては、2ヶ月に1回徴収

*2 構成市町(佐久市、佐久穂町、小海町)の上水道使用料にあわせて、1ヶ月に1回若しくは2ヶ月に1回徴収

*3 使用料体系が人頭割、世帯人数による料金、若しくは戸別割を組み合わせているため、4人家庭の場合の使用料

使用料(下水道)分布

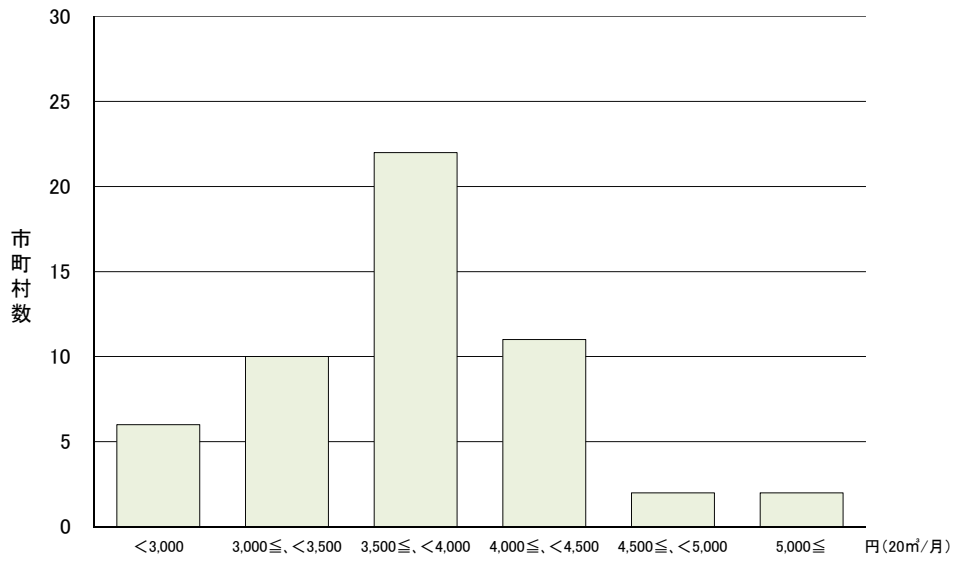


2 使用料体系(農業集落排水)

(令和2年度末現在)

使用料制度 採用市町村	使用料の徴収	20m3/月 の徴収額	使用料制度 採用市町村	使用料の徴収	20m3/月 の徴収額	使用料制度 採用市町村	使用料の徴収	20m3/月 の徴収額
長野市	2ヶ月に1回	3,213	南牧村	2ヶ月に1回	5,170	麻績村	1ヶ月に1回	3,860
松本市 (赤木)	-	-	佐久穂町	2ヶ月に1回	4,020	生坂村	1ヶ月に1回	人数割
松本市 (安曇)	2ヶ月に1回	3,500	軽井沢町	2ヶ月に1回	2,860	筑北村	1ヶ月に1回	3,375
上田市	2ヶ月に1回	3,827	御代田町	2ヶ月に1回	4,400	白馬村	1ヶ月に1回	4,200
飯田市	2ヶ月に1回	3,797	立科町	2ヶ月に1回	4,290	小谷村	1ヶ月に1回	3,900
須坂市	2ヶ月に1回	3,640	富士見町	2ヶ月に1回	4,070	小布施町	2ヶ月に1回	3,024
小諸市 (八満地区)	2ヶ月に1回	人数割	辰野町	2ヶ月に1回	世帯均等 割・利用 割等	高山村	2ヶ月に1回	3,540
小諸市 (森山地区)	2ヶ月に1回	2,718	箕輪町	2ヶ月に1回	5,610	山ノ内町	2ヶ月に1回	3,335
小諸市 (耳取・市地区)	2ヶ月に1回	2,373	飯島町	2ヶ月に1回	人数割	木島平村	2ヶ月に1回 (一部1ヶ月に1 回)	3,600
小諸市 (平原地区)	2ヶ月に1回	2,036	中川村	1ヶ月に1回	人数割	野沢温泉村	6月から3月ま での10ヶ月で 1ヶ月に1回	3,980
小諸市 (宮沢・大杭地区)	2ヶ月に1回	1,700	宮田村	2ヶ月に1回	4,070	信濃町	1ヶ月に1回	3,560
伊那市	2ヶ月に1回	3,700	松川町	1ヶ月に1回	2,620	飯綱町	2ヶ月に1回	4,070
駒ヶ根市	1ヶ月に1回	定額	高森町	1ヶ月に1回	3,813	栄村	1ヶ月に1回	定額
中野市	2ヶ月に1回	3,575	阿南町	1ヶ月に1回	4,280			
大町市	2ヶ月に1回	3,790	阿智村	2ヶ月に1回	3,278			
飯山市 (木島・常盤・瑞穂)	2ヶ月に1回	3,630	平谷村	3ヶ月に1回	3,519			
飯山市 (温井・北瑞)	2ヶ月に1回	3,810	根羽村	1ヶ月に1回	人数割			
飯山市 (羽広山・照岡)	2ヶ月に1回	4,770	売木村	1ヶ月に1回	人数割			
塩尻市	1ヶ月に1回	3,980	喬木村	1ヶ月に1回	3,290			
佐久市	2ヶ月に1回	4,100	豊丘村	2ヶ月に1回	3,620			
千曲市	2ヶ月に1回	3,245	南木曾町	1ヶ月に1回	4,242			
東御市	2ヶ月に1回	3,050	木祖村	1ヶ月に1回	3,145			
安曇野市	2ヶ月に1回	3,960	王滝村	2ヶ月に1回	3,000			
小海町	2ヶ月に1回	4,422	大桑村	1ヶ月に1回	3,800			
川上村	2ヶ月に1回	4,510	木曾町	2ヶ月に1回	3,888			

使用料(農業集落排水)分布



3 浄化槽設置整備事業の実施状況

(令和2年度末現在)

市町村数	令和2年度事業実施市町村
47	長野市、松本市、上田市、飯田市、駒ヶ根市、中野市、伊那市、須坂市、小諸市、大町市、茅野市、佐久市、東御市、安曇野市、南牧村、南相木村、佐久穂町、御代田町、立科町、軽井沢町、長和町、富士見町、原村、箕輪町、飯島町、中川村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、下條村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、大桑村、木曾町、生坂村、松川村、白馬村、小谷村、高山村、山ノ内町、信濃町、飯綱町、小川村

4 公共浄化槽等整備推進事業の実施状況

・市町村が設置主体となって浄化槽の面的整備を行う事業に対し、国庫補助を行う事業

(令和2年度末現在)

市町村数	令和2年度事業実施市町村	市町村数	令和元年度以前に事業を実施した市町村
5	長野市、南木曾町、木祖村、筑北村、栄村	8	松本市、伊那市、大町市、飯山市、安曇野市、木曾町、麻績村、生坂村

5 市町村単独の浄化槽整備事業の実施状況

・地方単独事業、市町村設置型の浄化槽整備事業

(平成29年度末現在)

市町村数	平成28年度事業実施市町村
1	木祖村

6 既設単独処理浄化槽の撤去又は有効利用に対する補助の状況

(令和2年度末現在)

市町村数	補助を行っている市町村
2	大町市、御代田町

7 維持管理組織を有する市町村

(令和2年度末現在)

市町村数	維持管理組織を有する市町村(一部事務組合を含む)
18	東御市、箕輪町、豊丘村、高山村、飯伊浄化槽組合(飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村)

8 維持管理組織の活動例

(令和2年度末現在)

市町村名	構成員	活動内容	詳細、メリット等
東御市	東御市内に浄化槽を設置している者及び協力業者	維持管理にかかる費用の一部補助、啓発事業等	協会の浄化槽に対する意識向上、保守点検・清掃費の一律化
箕輪町	浄化槽設置者、維持管理者、清掃業者等	講習会等の開催	講習会等の開催
豊丘村	事務局(豊丘村役場環境課) 豊丘村排水処理管理組合総代	年間事業計画の確認 汚泥引抜き料金の改定について など	浄化槽の正しい使用法並びに維持管理の適正化を図る
高山村	(1)村内に住居所及び事務所を有し、浄化槽を設置しているもの。 (2)浄化槽に密接な関係があり、本会目的達成に協力する者	(1)浄化槽の適切な施工、維持管理及び清掃の推進(2)浄化槽の維持管理に関する調査及び研修会の実施(3)その他目的達成のための必要な事項	浄化槽設置者講習会及び視察研修、浄化槽管理状況調査(巡回指導)等
長野県14市町村	長野県、飯伊14市町村、浄化槽管理者、指定検査機関、浄化槽工事業業者、保守点検業者、清掃業者	浄化槽現地研修会開催、各部門ごと及び合同での専門部会開催、理事会及び総会の開催	現地において清掃及び維持管理状況の点検並びに放流水の水質検査を実施、行政部・清掃部・施設部・代行管理部を設け課題の把握及び課題解決に向けた検討会を開催

9 浄化槽の休止に関する取扱いの状況

(令和2年度末現在)

市町村名	浄化槽の休止に関する取扱いを定めている市町村
23	松本市、上田市、飯田市、須坂市、大町市、佐久市、南牧村、富士見町、箕輪町、飯島町、高森町、阿智村、豊丘村、南木曾町、大桑村、生坂村、高山村、飯綱町、川上村、千曲市、泰阜村、松川町、伊那市

10 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の現状

(令和3年12月1日現在)

市町村名	補助内容					補助金額 (上限)	理由(独自で補助を行っている場合の理由、補助を行っていない場合の理由)
	保守 点検 費用	清掃 費用	法定 検査 費用	電気 代	その 他		
長野市							・市町村設置型(市町村で維持管理を行う事業)で事業を行っているため。 ・個人設置型には維持管理に関する補助制度が無いため。
松本市		○				半額 (20,000)	・浄化槽の適正な維持管理を推進するため。 ・下水道料金との均衡を図るため。(浄化槽の維持管理費は下水道に比べ清掃費用が余分にかかるので、その一部を補助している。) ※四賀地区は個人設置のもののみ。(市町村設置型は補助無し)
松本市(四賀)		○※					
松本市(安曇)							
松本市(奈川)		○					
松本市(梓川)							
松本市(波田)							
上田市							浄化槽の維持管理は、設置者の義務であるため。
岡谷市			○			3,000	浄化槽の適正な維持管理を推進するため。(諏訪浄化槽衛生管理組合にて組合員のみ法定検査の費用を補助)
飯田市		○				15,000	浄化槽の適正な維持管理(清掃)を推進するため。
諏訪市			○			3,000	浄化槽の適正な維持管理を推進するため。(諏訪浄化槽衛生管理組合にて組合員のみ法定検査の費用を補助)
須崎市							浄化槽設置の際に補助を行っているため。
小諸市	○	○	○			28,000	公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため。
伊那市			○			5,000	・浄化槽整備区域の浄化槽整備を推進するため ・浄化槽の適正な管理を進め、公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため
駒ヶ根市							補助要綱がないため。
中野市							浄化槽の維持管理は、設置者の義務であるため。
大町市	○					20,000	下水道・農集排水料金との均衡を図るため。
飯山市 (飯山・木島・戸狩 処理区)							維持管理費用等の補助に関する規程がない。
飯山市 (斑尾処理区)							
茅野市			○			3,000	浄化槽の適正な維持管理を推進するため。(諏訪浄化槽衛生管理組合にて組合員のみ法定検査の費用を補助)
塩尻市	○	○				15,000	国道19号線拡幅予定区域が維持管理の補助対象地となっており、対象地では拡幅と同時に下水道本管を布設する予定で、現状では下水道への接続は困難であるので各個人の負担を軽減するため。
佐久市							浄化槽の維持管理は、設置者の義務であるため。 (佐久市浄化槽協会会員のみ法定検査費用の一部を補助)
佐久市 (望月)							
佐久市 (浅科)							
千曲市							浄化槽区域がほとんどないため。(下水道の普及促進及び環境衛生の向上を図っている。)
東御市			○			2,000	浄化槽の適正な維持管理を推進するため。(浄化槽管理協会に対し、法定検査費用の一部を補助)
安曇野市(明科)							浄化槽の維持管理は、設置者の義務であるため。
安曇野市 (豊科)							
安曇野市(穂高)							
安曇野市(三郷)							
安曇野市(堀金)							
小海町							浄化槽設置の際に補助を行っているため。
川上村							浄化槽区域がほとんどないため。(下水道の普及促進及び環境衛生の向上を図っている。)
南牧村		○				15,000	浄化槽の適正な維持管理を推進するため。
南相木村	○					10,000	・浄化槽整備区域の浄化槽整備を推進するため。 ・浄化槽の適正な維持管理(保守点検)を推進するため。
北相木村	○					10,000	浄化槽の適正な維持管理を推進するため。
佐久穂町							維持管理費用等の補助に関する規程がない。
軽井沢町							浄化槽の維持管理は、設置者の義務であるため。
御代田町							浄化槽の維持管理は、設置者の義務であるため。
立科町							浄化槽設置の際に補助を行っているため。
青木村	○					15,000	・浄化槽整備区域の浄化槽整備を推進するため。 ・下水道・農集排水料金との均衡を図るため。
		○				0.33	
			○			全額	
					○	0.5	
長和町			○			2,000	浄化槽の適正な維持管理を推進するため。
下諏訪町			○			3,000	浄化槽の適正な維持管理を推進するため。(諏訪浄化槽衛生管理組合にて組合員のみ法定検査の費用を補助)
富士見町			○			3,000	浄化槽の適正な維持管理を推進するため。(諏訪浄化槽衛生管理組合にて組合員のみ法定検査の費用を補助)
原村			○			3,000	浄化槽の適正な維持管理を推進するため。(諏訪浄化槽衛生管理組合にて組合員のみ法定検査の費用を補助)
辰野町 (辰野・羽北 処理 区)							浄化槽管理費用等の補助に関する規程がない。
辰野町 箕輪町	○	○	○			5,000	浄化槽の適正な維持管理を推進するため。
飯島町	○		○			10,000	・浄化槽の適正な維持管理を推進するため。 ・下水道・農集排水料金との均衡を図るため。
南箕輪村							浄化槽の維持管理は、設置者の義務であるため。

10 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の現状

(令和3年12月1日現在)

市町村名	補助内容					補助金額 (上限)	理由(独自で補助を行っている場合の理由、補助を行っていない場合の理由)
	保守 点検 費用	清掃 費用	法定 検査 費用	電気 代	その 他		
中川村							下水道・農集排料金との均衡が図られているため。
宮田村							浄化槽区域がないため。
松川町	○	○			○	20,000	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の適正な維持管理を推進するため。 ・下水道・農集排料金との均衡を図るため。
			○			20,000 全額	
高森町		○				10,000	下水道・農集排料金との均衡を図るため。その他は修繕に対するもの。
			○		○	20,000 全額	
阿南町			○			5,000	・農集排料金との均衡を図るため。
阿智村							浄化槽管理は村が受託しているため。(受益者負担金を用いている。一部地区は受託しておらず、受益者負担金もなし:旧浪合村地区)
平谷村							浄化槽の維持管理は、設置者の義務であるため。
根羽村	○	○	○	○	○	差額(人槽により異なる)	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の適正な維持管理を推進するため。 ・農集排料金との均衡を図るため。
下條村	○	○	○			人槽により異なる	浄化槽の適正な維持管理を推進するため。
売木村			○			全額	農集排料金との均衡を図るため。
天龍村							—
泰阜村			○			全額	浄化槽の適正な維持管理を推進するため。
喬木村					○		下水道・農集排料金との均衡を図るため。
豊丘村			○		○	全額	下水道・農集排料金との均衡を図るため。 保守点検 18,360円(薬剤費込) 引抜立会料5,400円【ともに税込】 汚泥引抜 10,000円/m【税抜】
大鹿村	○	○	○	○		25,000	浄化槽の適正な維持管理を推進するため。
上松町	○					15,480	下水道使用との均衡を図るため。
南木曾町							市町村設置型(市町村で維持管理を行う事業)で事業を行っているため。
木祖村							浄化槽設置の際に補助を行っているため。
王滝村							浄化槽設置の際に補助を行っているため。
大桑村	○					17,050	下水道・農集排料金との均衡を図るため。
木曾町		○				12,000	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の適正な維持管理を推進するため。 ・下水道料金との均衡を図るため。(浄化槽の維持管理費は下水道に比べ清掃費用が余分にかかるので、その一部を補助している。)
麻績村							市町村で維持管理を行っているため。下水道事業、浄化槽事業についてはすべて同額の受益者分担金(40万円)を徴すのみで事業に当たっている。
生坂村							村で一括して保守点検の委託、法定検査の受検をしているため。
山形村							<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽区域がないため。 ・下水道接続を促したいため。
朝日村							<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽区域がないため。 ・下水道接続を促したいため。
筑北村							市町村設置型(市町村で維持管理を行う事業)で事業を行っているため。
池田町							—
松川村							浄化槽設置の際に補助を行っているため。
白馬村							浄化槽設置の際に補助を行っているため。
小谷村							浄化槽の維持管理は、設置者の義務であるため。
坂城町							浄化槽の維持管理は、設置者の義務であるため。
小布施町							浄化槽区域がないため。
高山村							下水道・農集排料金に比べ浄化槽の維持管理費用は低いため。
山ノ内町	○	○	○	○	○	差額	下水道・農集排料金との均衡を図るため。
木島平村							—
野沢温泉村							浄化槽区域がないため。
信濃町	○					10,000	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の適正な維持管理を推進するため。 ・下水道使用料との均衡を図るため。
小川村							下水道料金との均衡を図るため。
飯綱町							浄化槽設置の際に補助を行っているため。
栄村							市町村設置型(市町村で維持管理を行う事業)で事業を行っているため。